

令和 8 年度 学校事務担当職員研修資料

公務災害について

三八教育事務所

1 公務災害補償制度について

(1) 制度の目的

地方公務災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償等を行い、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

※ここでいう災害とは、被災した地方公務員の負傷、疾病、障がいまたは死亡という身体的な災害をいいます。物質的な損害は補償の対象となりません。

(2) 制度の特徴

請求主義のため、請求があってはじめて補償を行うこととなります。

原則として、治療費の全額が基金から支払われます。

一定の障がいが残った場合も、障がいの程度に応じた補償を受けることができます。

2 通勤災害の認定について

通勤災害とは？

- 勤務のため、住居と勤務場所の間を、合理的な経路及び方法により、往復することによる災害のことをいいます

したがって

往復の経路を逸脱し、又は中断した場合は、その逸脱又は中断の間及びその後の移動中の災害は通勤災害とは認められません

※ただし、逸脱又は中断が、日常生活上に必要な行為であって、やむを得ない事由による最小限度のものである場合には、当該逸脱・中断の間に生じた災害を除き、通勤災害とされます

やむを得ない
事由とは？

日常生活の必要から通勤途中で行う合理的な事由
例) 日用品の購入、病院等への通院 等

3 公務災害認定事例について

事例1 (9時30分ごろ(2校時) ・ 体育館)

マット運動の授業中、側転を演示していたところ、右足の後ろ側から「バン」という音とともに痛みを感じた。座り込んで回復を待ったが、痛みが引かないため、病院を受診したところ、「アキレス腱断裂」により3ヶ月の加療が必要と診断された。

事例2 (16時25分ごろ ・ 校舎の階段)

卒業式に使用する飾りの入った段ボールを両手に抱え、3階の教室から1階の職員室へ戻ろうと階段を下りていた際、足を踏みはずし転落した。右足が大きく腫れ上がり、強い痛みを感じたため、病院を受診したところ「右足関節靭帯損傷」により、3週間の安静加療が必要と診断された。

事例3 (17時50分ごろ ・ 体育館)

バスケットボール部の指導中、試合形式の練習に加わりドリブルをしていたところ、ディフェンスをしていた生徒の足を踏み、左足首をひねった。地面に足がつかないほどの痛みがあったため、養護教諭に相談の上、病院を受診したところ、「左足関節捻挫」により1ヶ月の加療が必要と診断された。

事例4 (7時10分ごろ ・ ○○駅)

通勤時、電車に乗るため○○駅のホームへ続く坂を下っていたところ、滑って仰向けに転倒し、左手を負傷した。怪我をした旨、電話で学校に伝えたところ病院へ直行するよう指示があったことから、病院を受診したところ、「左前腕骨遠位端骨折」により2ヶ月の加療が必要と診断された。

4 公務災害の認定手続きについて

以下の流れで手続きを進めていきます



災害の発生

- 現認者がいるかどうかの確認

受診

- 公務災害の認定請求をする旨を医療機関へ伝える
- 診断書(傷病名・初診日・療養見込期間を記載)を発行してもらう
- 共済組合員証は使用しない
- 医療機関には公務災害の認定まで医療費の請求を保留してもらう

公務災害認定請求

- 公務災害認定請求書等の作成
→ 地教委経由で教育事務所へ提出

公務災害の認定

- 地方公務員災害補償基金青森支部において審査・認定
- 認定通知書を地教委経由で被災職員へ

療養補償の請求

- (1) 医療機関から請求する場合
 - ① 被災職員
 - 認定通知書を医療機関へ提示
 - 療養の給付請求書(様式第5号)の作成 → 書類作成後、医療機関へ提出
 - ② 医療機関
 - 療養補償(現物給付)請求書、レセプトの作成 → 作成後、基金青森支部へ請求
- (2) 被災職員が費用を負担した場合
 - 被災職員
 - 療養補償請求書(様式第6号)の作成(領収書を添付) → 書類作成後、基金青森支部へ請求
- (3) 薬局等から請求する場合
 - 薬局等
 - 療養補償請求書(様式第6号)の1号紙・3号紙 (被災職員の押印が必要) → 作成後、基金青森支部へ請求

治ゆ報告

- 「被災職員」 治ゆ報告書の作成
- 「所属長」 治ゆ報告書の内容を確認
- 地教委経由で教育事務所へ提出

5 事務処理における留意事項について

1、被害後、概ね1週間を目途に関係書類を整備のうえ、
認定請求書を提出する

2、「添付書類一覧表」や「認定請求チェックシート」により、
添付資料や記載内容の確認を徹底する

3、傷病が治癒した場合、速やかに「治癒報告書」を提出する

※各請求書類については、地方公務員災害補償基金青森県支部のホームページに掲載しているため、下記URLから最新のものをダウンロードし、書類を作成してください。

また、認定請求書の添付書類や認定請求チェックシートについても同様に掲載しています。

【https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/jinji/saigaihosyou_youshikikisai.html】

※6月10日時点で公務災害認定請求書が更新され、電話番号・メールアドレスを記入する欄が追加されています。

●各請求書類作成上の注意

(1)認定請求書

- ・請求日は災害発生日ではなく、所属長へ提出する日とすること。
- ・所属団体名は【青森県教育委員会】、所属部局・課・係名は【学校名】とすること。
- ・傷病名・傷病の部位及びその程度の欄の記載内容は、医療機関が作成した診断書の内容と一致させること。
- ・災害の発生状況欄には、できるだけわかりやすく詳細に記入すること。
- ・共済組合員番号を記入する際、共済組合員の文字を○で囲むこと。
また、番号の前には「公立青森」と記入すること。
- ・添付する診断書は、原本を添付すること。

(2)事実証明書

- ・①災害の発生状況、②所属長（校長）が、どのように災害の発生を知ったか、事故後どのように対応したか、③本件事故に起因する負傷である をそれぞれ記載すること。

(3)見取図

- ・校舎図などにより、災害発生場所がわかるようにすること。
- ・図示だけでわかりにくい場合は、説明を補記するか、状況を再現した写真を添付する等で詳細の状況が確認できるよう作成すること。
- ・目撃者（現認者）がいる場合は、その位置を必ず記載すること。

(4)その他

- ・学校行事等の準備中や、振替による勤務日に被災した場合は、当該学校行事の役割分担や、その日従事していたことがわかる資料を添付すること。